

令和3年度広島県適正服薬推進事業の概要

実施目的

- 広島県内の国民健康保険被保険者のうち、薬による副作用のリスクや残薬のおそれのある方（以下「被保険者」という）に対して、お薬手帳の正しい使用方法や服薬状況、薬のリスク等を効果的に伝えることで、病院や薬局への服薬相談を促し、適正な服薬の推進を目指します

実施内容

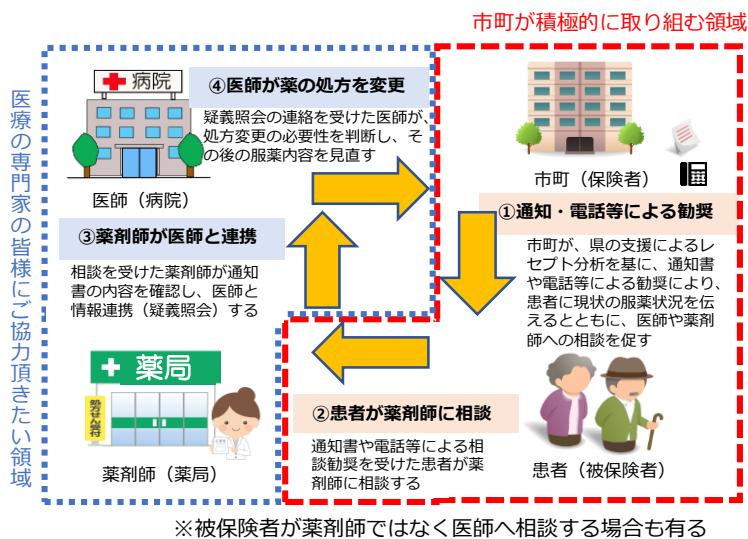
- 令和3年3月～5月診療分の調剤・医科・歯科レセプトを分析し、服薬状況に課題がある被保険者を特定し、処方医薬品内容を記載した通知書を送付します（呉市・三次市・大竹市・世羅町の4市町で本年8月末送付予定）
- 通知書を受領した被保険者には、通知書と全てのお薬手帳を持参した上で、病院・薬局等へ服薬相談をするよう促します
- 通知書を受領した被保険者が相談に来られた際は、服薬内容をご確認いただき、薬についての質問・不安等がないかを確認してください
また、必要に応じて処方内容の見直しをしていただくとともに、適切な服薬管理・服薬指導をしてくださるようお願いします

実施対象

- 通知書は以下の条件に該当する被保険者に送付しています
- 重複投与者
3か月連続して、同一月内に、同一薬効（薬理作用が類似する場合を含む）の医薬品が複数の医療機関から処方されている者
 - 併用禁忌・相互作用（飲み合わせが悪い）投与者
直近2か月連続して、同一月内に、併用禁忌・相互作用に係る医薬品が複数の医療機関から処方されている者
 - 多剤投与者
60歳以上（市町によっては65歳以上）で、かつ、複数の医療機関から、服用を開始して4週間以上の内服薬（浸煎薬、湯薬、頓服薬は含まない）が6種類以上処方されている者

注意事項

- 現状の服薬状況に課題があるかもしれない被保険者を抽出しているため、処方の変更が必ずしも必要というわけではありません。医療の専門家である医師・薬剤師の皆様には、直近においても処方が継続しているかを確認していただいた上で、処方の見直しが必要と判断される場合に対応していただければ幸いです
- 薬剤師の皆様は、現状の服薬内容の確認とともに薬に関する一般的なリスクや薬局・薬剤師の役割を周知する機会にご活用ください



お薬相談通知書について想定される質問

株式会社ヘルススキャン（県事業受託事業者）が通知書を受領した方からお問い合わせを受けた場合、次のとおりお答えすることとしています。

Q1.どのような人に通知書が送られているのですか？

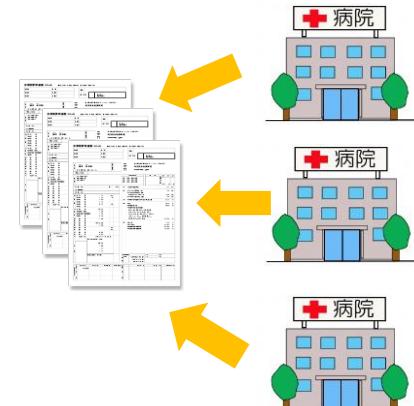
現状の薬の服用状況を確認し、薬の副作用のリスクや残薬がありそうな方に、一度専門家に相談していただきたいという趣旨で通知をお送りしています。したがって、ご相談の結果、現状のままで問題ないということもあるかもしれません。

Q2.なぜ通知書を送っているのですか？

薬の副作用や残薬解消に向けた取組を実施しています。一般的に高齢になると薬の種類が多くなり副作用のリスクが高くなります。この通知書は、現在の処方内容から薬の副作用のリスクや残薬があると思われる被保険者の方に薬のリスク等について正しく知っていただくことや薬を安心・安全に使用する方法を知っていただくことが主な取組目的です。また現在服用している薬への不安や減薬希望がある方も多いので、安心して服用されるために、一度かかりつけの医師や薬剤師にご相談される機会になればと思っています。

Q3.医師の処方した薬を飲んでいるだけなのに、なぜ副作用のリスクや残薬につながるのですか？

一人一人の医師は、患者の病状に合わせて薬を出していますが、他の病院でどのような薬が処方されているか、必ずしも把握できているわけではありません。患者が複数の病院に通院されていて異なる病院から同じ効能の薬を処方された場合、結果として、適正量より多い薬が処方される場合等が考えられます。



Q4.対象としている医薬品は内服薬だけですか？

多剤投与の対象は内服薬だけになりますが、同じ薬効の薬や飲み合わせに注意が必要な薬の対象は外用薬や注射薬も含みます。

Q5.処方医薬品については今後どのように対応すれば良いのですか？

ご自身で勝手に薬をやめたり、減らしたりしないでください。薬が多いからといって必ず減らすべきということではありませんし、薬によっては急にやめると病状が悪化したり、思わぬ副作用が出ることがあります。まずは、現在どのような薬を飲んでいるのか、処方薬のほかに飲まれている漢方薬やサプリメントを含めて、一度かかりつけの医師や薬剤師に説明してください。全ての薬を覚えるのは大変でしょうから、必ずこの通知書と全てのお薬手帳を持参し、処方されている薬がお薬手帳に記入されているか確認してください。今後、薬が増えた時や薬が変更になった時にもかかりつけの医師や薬剤師に相談していただくと安心です。

Q6.薬に関する相談は誰にすればいいのですか？

薬を飲み忘れてしまう、薬の数を減らしたい、薬が効いているのか分からないので確認したいなど、服用中の薬やサプリメント等に関する相談がある場合は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。まずは、お近くのお薬の専門家であるかかりつけ薬剤師（薬局）に相談されることをお勧めします。

お薬相談通知書の内容説明

ポイント

- 多剤投与等該当者向け、重複・併用禁忌投与等該当者向けの2種類の通知により、被保険者が服薬状況を客観的に認識しやすいようにしています

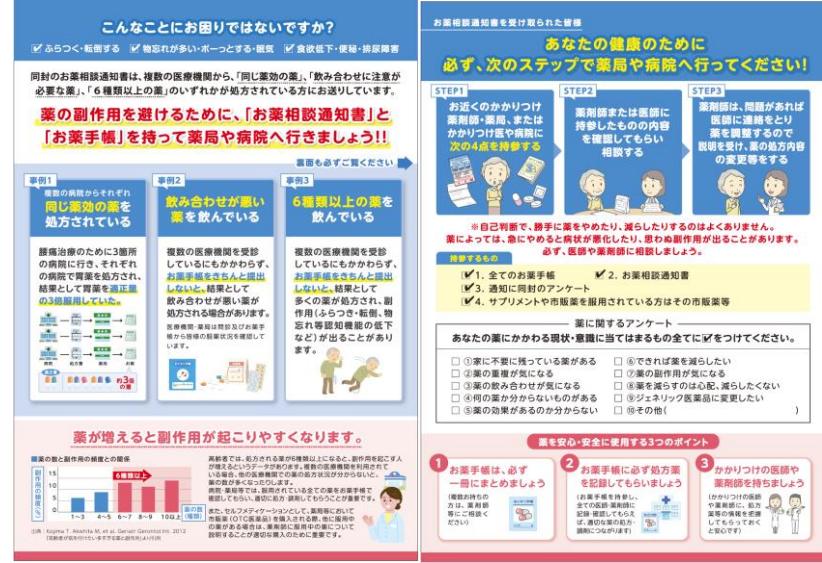
- 服用する医薬品が6種類を超えると副作用のリスクが高まることをデータで示すことによって、服薬相談を促すねらいがあります

- 服薬相談時にご活用いただくべく、「薬に関するアンケート」を実施しています

お忙しいところ恐縮ですが、当該アンケートをご活用後は、広島県にFAXしてくださるようご協力をお願いします

(FAX番号082-502-8744)

- 薬を安心・安全に使用するポイントとして、お薬手帳を適切に活用すること、かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持たれることを促しています



※重複・併用禁忌投与者向け通知

※薬に関するアンケート



お薬相談通知書

このお薬相談通知書は、**服用されている薬について、かかりつけの薬剤師や医師に相談していただきたい方**にお送りしています。複数の医療機関から処方されることにより、服用されている薬の中に、「同じ薬効の薬」、「飲み合わせに注意が必要な薬」、「6種類以上の薬」のいずれかが処方されていると思われます。

薬の副作用を避けるために、同封のリーフレットをお読みいただき、この通知書とお薬手帳を持って、薬局や病院へ行きましょう。

あなたに処方された医薬品の件数／種類は次のとおりです(4~6月の医療費請求データより)

No	医療機関/薬局名	医薬品名	薬効名	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
1	医療機関A/薬局A	デルモベースカルプローション	鎮痛・鎮痺・収斂・消炎剤	4/10	1	1	*
2	医療機関A/薬局A	ヒルディドリット軟膏0.3%	血液凝固剤	4/8	1	1	
3	医療機関A/薬局A	ネリソニューアーチャルクリーム0.1%	鎮痛・鎮痺・収斂・消炎剤	4/8	1	1	
4	医療機関A/薬局A	マイザクリーム0.05%	鎮痛・鎮痺・収斂・消炎剤	4/8	1	1	*
5	医療機関A/薬局A	ソルフテム乳石脂錠10mg	催眠鎮静・抗不安剤	4/10	1	28	
6	医療機関A/薬局B	ペルソノロジカル外用スプレー-0.3%	血液凝固剤	4/4	1	1	
7	医療機関A/薬局C	モーラステープ40mg	鎮痛・鎮痺・収斂・消炎剤	4/17	1	1	*
8	医療機関A/薬局C	カロナール錠500 500mg	解熱鎮痛消炎剤	4/17	1	5	
9	医療機関A/薬局D	パラソル散10%	催眠鎮静・抗不安剤	4/20	1	5	*
10	医療機関A/薬局D	ロキニン錠50粒10%	解熱鎮痛消炎剤	4/20	1	5	
11	医療機関A/薬局E	セルニクト-錠	その他の泌尿生殖器等	4/10	1	28	*
12	医療機関A/薬局A	シムララ乳膏乳化エキス顆粒	漢方製剤	4/10	1	28	
13	医療機関A/薬局A	シムララ乳膏乳化エキス顆粒(医療用)	漢方製剤	4/10	1	28	*
14	医療機関A/薬局A	ユーリフ0.04mg	その他の泌尿生殖器等	4/10	1	28	
15	医療機関A/薬局B	ララミン散10g	ビタミン剤	4/4	1	14	
16	医療機関A/薬局B	アズレシラム144粒	合嗽剤	4/4	1	1	
17	医療機関A/薬局B	デルソノロ軟膏用膏0.1%	その他の消化器薬	4/4	1	1	
18	医療機関A/薬局B	ハーフイント10mg	その他のアレルギー用薬	4/4	1	14	
19	医療機関A/薬局E	エイプトロット乳酸点滴液1%	細胞用剤	4/8	1	1	
20	医療機関A/薬局E	アイフアガ点滴液0.1%	細胞用剤	4/8	1	1	
21	医療機関A/薬局E	タブコム配合点絆	細胞用剤	4/8	1	1	
22	医療機関A/薬局F	ボラーコロ音	痔瘡用剤	4/17	1	1	
23	医療機関A/薬局F	乳酸水和物原来	尿路用剤	4/20	1	5	
24	医療機関A/薬局D	カフェイン水和物原来	強心剤	4/20	1	5	
25	医療機関A/薬局D	ロバキン錠50%	骨格弛緩剤	4/20	1	5	

处方されている上記の医薬品明細の読み方等は、裏面をご覧ください。

ポイント

- 重複投与、併用禁忌・相互作用、多剤投与に該当する被保険者について、それらの服薬状況に該当する直近の医薬品内容を示しています

- 通知書記載の医薬品処方は直近のもので令和3年3月～5月診療分になります。従って、現在も処方が継続しているかを確認した上で、処方の見直しが必要であると判断されるものがあれば、処方医療機関にご連絡いただく等、適切にご対応ください

- 多剤投与に該当する医薬品は服用を開始してから4週間以上の内服薬になりますが、重複投与、併用禁忌・相互作用の該当医薬品は、外用薬・注射薬も含みます

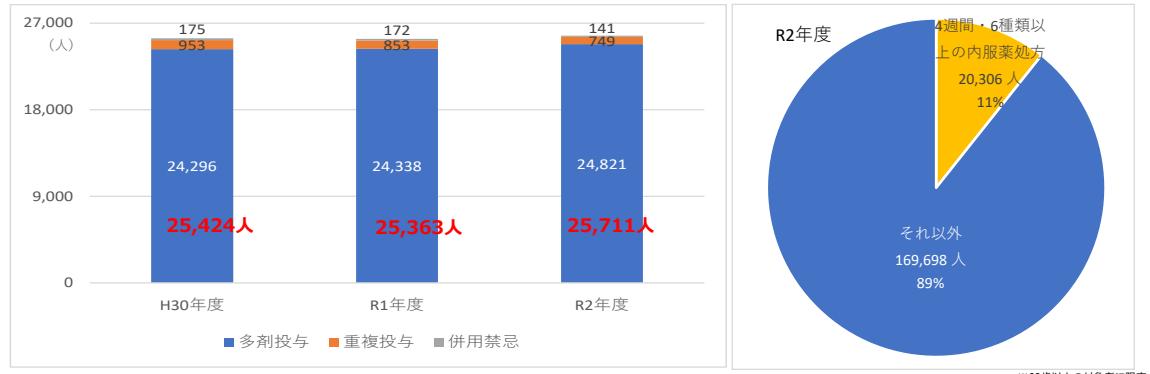
- 重複投与に該当する場合はその対象医薬品の「重複服薬」の列に「※」が入ります

- 併用禁忌・相互作用に該当する場合はその対象医薬品の「飲み合わせ」の列に「※」が入ります

- 処方の見直しの必要がない場合でも、被保険者の中には、現状の薬の処方内容について確認されたい方や減薬を希望されている方がいます。この機会に是非現状の処方内容に関して被保険者のご相談に応対してください

広島県の市町国民健康保険被保険者の服薬の現状と今後の対応

・広島県の市町国民健康保険被保険者（福山市及び府中市を除く）の直近3年間の各9月～11月診療分の医科レセプト、調剤レセプト等を分析した結果、服薬に課題のある対象者は各年度において約2万5千人います。また60歳以上の対象者のうち、複数の医療機関から4週間以上の内服薬（浸煎薬、湯薬、頓服薬は含まない）が6種類以上処方されている者の割合が約11%、約2万人いることが分かりました。



・本事業の実施対象者は、以下の診療・調剤報酬の対象となる可能性の高い方を抽出しています。通知書の処方内容をご確認いただき、処方の見直しについて適切にご判断・ご対応いただくとともに、相談に来られた被保険者にとってより適切な服薬管理・服薬指導をしてくださるようお願いします。

「薬剤総合評価調整管理料」について



・保険医療機関において、6種類以上の内服薬（頓用薬、服用開始後4週間以内の薬剤を除く）が処方されていた入院中の患者以外の患者に対し、処方が適切かを総合的に評価及び調整した結果、2種類以上の減薬を行った場合に算定が可能です（250点・月1回）。また、こうした処方調整の際に、患者が受診する別の保険医療機関または保険薬局に処方内容について照会したり自ら情報提供した場合などには、さらに連携管理加算（50点）を算定できます。

「服用薬剤調整支援料」について



・服用薬剤調整支援料1：内服を開始して4週間以上経過した内服薬（浸煎薬、湯薬、頓服薬を除く）6種類以上を保険薬局で調剤している患者に対して、当該保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の意向を踏まえ、当該患者の服薬アドヒアラランス及び副作用の可能性等を検討した上で、処方医に減薬の提案を行い、その結果、2種類以上減少し、その状態が4週間以上継続した場合に算定できます（125点・月1回）。

・服用薬剤調整支援料2：複数の保険医療機関から内服薬（浸煎薬、湯薬、頓服薬を除く）が合計で6種類以上処方されている患者に対して、患者若しくはその家族等の求めに応じて、保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行った結果、重複投薬等が確認された場合であって、処方医に対して、当該重複投薬の状況が記載された文書を用いてその解消等に係る提案を行った場合に算定（100点・3か月に1回）

「重複投薬・相互作用等防止加算」について

・薬剤服用歴に基づき、重複投薬・相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に算定できます。

① 併用薬との重複投薬（薬理作用が類似する場合を含む）、併用薬・飲食物等との相互作用、そのほかの薬学的観点から必要と認められる事項（40点）

② 残薬調整に係るもの（30点）

その他のお問い合わせ先

- ◎ 令和3年度の4市町の実施結果・効果検証等のご報告は、事業完了後に改めてお知らせします。
- ◎ 相談に来られた被保険者について、個別にご要望やご相談等がある場合は、下記までお問い合わせください。（通知書宛名面右上の管理番号をお伝えください）

【問い合わせ先】 株式会社ヘルススキャン（県事業受託事業者）
TEL : 0120-154-120
e-mail: info@healthscan.jp